

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画

女性が、職業生活において、十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することにより、職員全員が働きやすく、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで（4年間）

2. 内 容

【女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供】

《目標1》

事務部門の管理職（課長相当職以上）に占める女性職員の割合を20%以上とする。

＜対策＞

令和3年度～

- ・学内にて女性活躍に関する意見交換を実施する。
- ・管理職の対象となりうる男女職員に対するキャリアパス制度を構築する。

【職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備】

《目標2》

職員の月ごとの平均残業時間を15時間以内とする。

＜対策＞

令和3年度～

- ・職員の月の平均残業時間を部署ごとに確認し、分析する。
- ・長時間労働を抑制するための方策を検討し、実施する。

《目標3》

在宅勤務制度などの子育てや介護を支援する多様な働き方に資する制度を導入し、仕事と家庭の両立を支援する。

＜対策＞

令和3年度～

- ・在宅勤務制度等の多様な働き方に資する制度を新設し、運用を開始する。
- ・運用面の課題を把握し、改善する等により、利用率の向上を図る。